

## 補助金の対象経費について

新しい生活様式に対応した物産展開催支援事業補助金交付要綱（令和3年6月9日定め）別表に定める補助対象経費の内容は次のとおりとし、領収書等の証拠書類によって金額や支出が適正であると確認できるものとする。

なお、振込手数料、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

### ① 使用料及び賃借料

- ・会場借上料 物産展を開催する会場の管理者等が定めた会場の借上料
- ・什器等使用料 会場で使用する什器・レジ等のレンタル代
- ・その他使用料 レンタカー代、高速道路通行料、駐車場使用料 等

### ② 旅費

補助対象人数は、一つの出張について原則1名とする。また、旅程に補助対象外事業が含まれる場合は、用務の実態等を踏まえ、按分等の方式により、補助対象経費と補助対象外経費に区分する。

- ・交通費 バス等の公共交通機関利用における運賃。ただし、最も経済的及び合理的な経路により算出されたものとする。
- ・宿泊費 物産展開始日前日から終了日までの宿泊費。ただし、県内宿泊に限り、上限は9,800円とする。

### ③ 特別旅費

県産品事業者など補助事業者以外の者の本事業にかかる旅費。その内容は②旅費に準じる。

### ④ 需用費

- ・消耗品費 感染予防対策費、サンプル品、プレゼント代、クーポン代（クーポン券を利用した割引充当額）、装飾費や会場整備費 等  
消耗品の単価は50,000円未満とする。
- ・燃料費 ガソリン代
- ・印刷製本費 パンフレット等の印刷費 等

### ⑤ 役務費

- ・補助員費 マネキン代、警備員費 等
- ・広告宣伝費 新聞や雑誌等への記事掲載料やホームページ（SNS含む）作成費
- ・通信運搬費 商品（サンプル品等含む）・パンフレット等の配送料 等

### ⑥ 謝金

- ・司会者やアトラクション演者等に対する謝金

### ⑦ 委託料

- ・イベント運営会社等への委託料